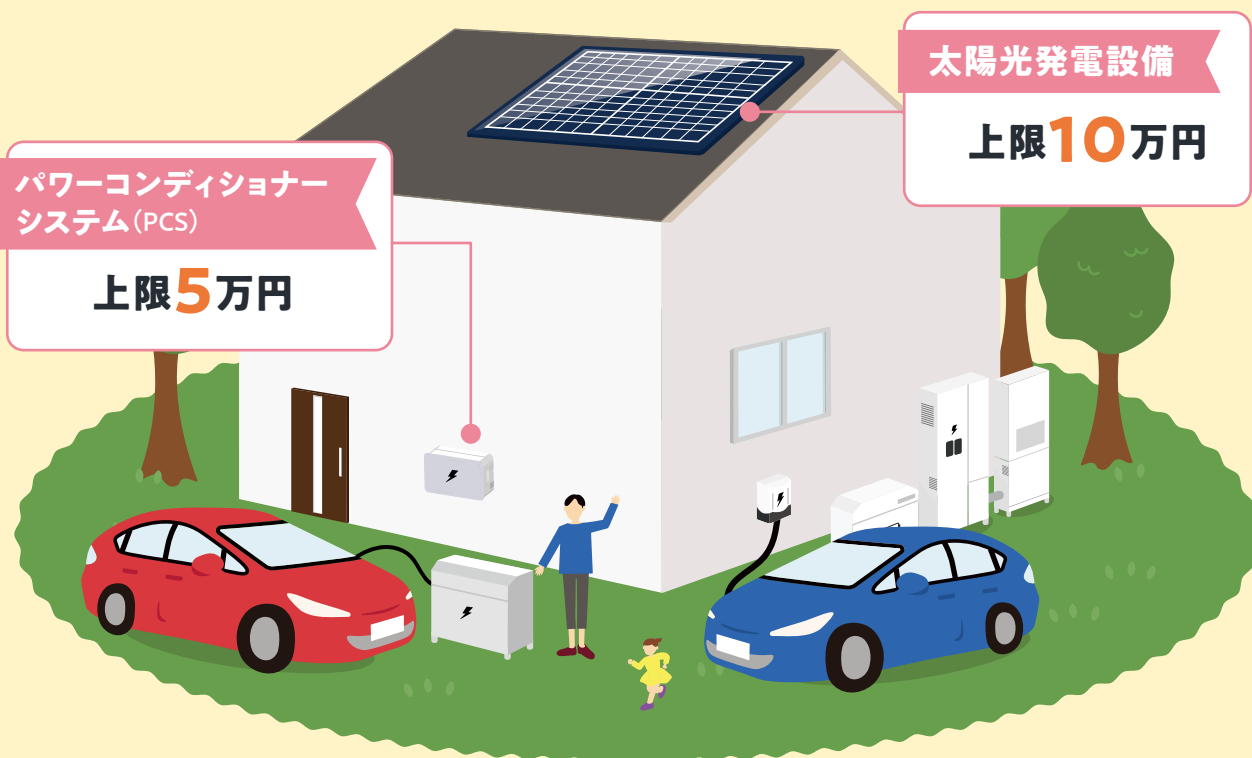


自家消費型太陽光発電 設備設置費補助金

自ら居住する住宅に、自家消費型の太陽光発電を設置、
又はパワーコンディショナーシステム(PCS)を更新する場合



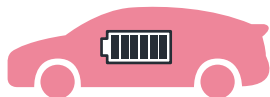
いずれも

外部給電機能付の電気自動車
又はプラグインハイブリッド車を所有している場合に限る。



外部給電設備とは

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。
この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、
非常時の安心に繋がります。



1500Wを超えない範囲で
複数の家電の同時使用が可能



携帯電話
10W



照明
60W



電気ポット
1400W



炊飯器
600W



暖房器具
800W



テレビ
500W



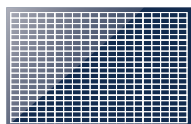
パソコン
100W

申請
受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年2月16日(月)

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

対象となる機器



太陽光発電設備



パワーコンディショナーシステム(PCS)の更新

ただし、どちらも以下の条件を満たしている場合に限る

- ①外部給電機能付の電気自動車又はプラグインハイブリッド車を所有している
- ②市内の事業者で設置・更新をする



補助金額

種 別	太陽光発電設備	パワーコンディショナーシステム(PCS)更新
補 助 率	1万円/kW(太陽光出力)	1万円/kW(PCS出力)
補助上限額	最大10万円	最大5万円

※補助対象設備の要件について詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

※集合住宅等に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限る。

補助対象経費 注意:補助金の申請は同一年度内に1世帯につき各補助金1回限りです!

対象設備の設置に要する費用

(例)本体機器費、架台、接続箱、配線・配線器具の購入、システムの設置工事に関する費用等

詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。



申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



1回目の申請
設置予定届出書
提出期限

対象設備の設置完了日以前に提出

2回目の申請
交付申請兼
実績報告書提出期限

対象設備の設置(更新)完了日から2か月以内。
ただし、令和8年2月16日(月)より後には提出できません。

設置完了日とは、次の①又は②のうちいずれか遅い日のことです。

■ 太陽光発電システムの場合

- ① 電気事業者との 系統連系開始日 or 連系契約締結日 or 契約内容変更日

※系統に接続しない場合は、対象設備の保証開始日のうち最も遅い日

- ② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払でない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

■ パワーコンディショナーシステムの場合

- ① 補助対象事業の工事が完了した日 ② 補助対象経費の支払いが完了した日

※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の締結日 or 分割払でない補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。

詳細は
こちら▶

